

約款第 2 条のてん補危険の場合

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書
2. 損失額を確認できる書類	(1) 約款第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款第 4 条第 1 項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類（なお、運用規程第 8 条第 1 項第 3 号又は第 2 項に基づき評価額を設定した場合は、日本貿易保険が認める場合を除き、当該設定に用いた財務諸表等に係る直近のものを用いることとする。以下②において同じ。）。 (イ) 被保険者、被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写し（約款第 2 条第 1 項第 1 号の事由又は第 2 号から第 4 号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。） (ロ) 上記(イ)に定める被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写しの提出が困難な場合は、被保険者、被保険投資の相手方又は中間企業の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等の写し (ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など） ② 約款第 4 条第 3 項の直後評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 (イ) 被保険者、被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写し（当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。） (ロ) 上記(イ)に定める被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の監査済財務諸表等の写しの提出が困難な場合は、被保険者、被保険投資の相手方又は中

	間企業の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等の写し (ハ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)及び(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方、中間企業又はてん補対象企業の未監査財務諸表等、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。） (2) (1)にかかわらず、約款第3条第4項に基づきてん補責任額を算定する場合は、次の①から⑤までに定める書類 ① 上記(1)①の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 ② 事業の休止期間中（事業の休止の日以降3月以内に限る。）に発生した休止期間営業費用を日本貿易保険が確認することができる帳票又は当該費用が発生したことを証する書類 ③ 事業休止直前においても当該費用が営業費用とされていたことがわかる書類 ④ 当該費用につき事業休止直前から変更が発生している場合はその内容がわかる書類 ⑤ その他日本貿易保険が求めた書類 (3) 約款第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合 ① 送金不能額を証する書類 ② 株式等の喪失に係る保険事故の場合で、再投資のときは、送金不能日の直前における被保険投資の相手方及び再投資先企業に係る上記(1)①の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 (4) てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率 (5) 約款第3条第1項第1号④、第2号③若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第1号⑤、第2号④、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額（以下、別表4において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類
--	---

	① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等） ② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類 ③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類 ④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類
3. 運用規程第18条に規定する事象を確認できる書類	運用規程第18条に規定する事象による調整を行う場合
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第2条第1項第1号又は第4号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (2) 約款第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、てん補対象企業が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及びてん補対象企業について事業不能等が生じたことを証する書類 (3) 約款第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、てん補対象企業が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証する書類及びてん補対象企業について事業不能等が生じたことを証する書類 (4) 約款第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類（当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等） (5) 約款第2条第1項第6号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款第2条第1項第6号イに該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類 ② 約款第2条第1項第6号ロに該当する事由による保険事

	故については、次の(イ)及び(ロ)に定める書類 (イ) 当該公的機関が当該事実を明らかにした書類の写し （会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し） (ロ) 当該公的機関による当該事由に係る手続が終結するまでに当該事由に係る対象株式等が処分されたこと又はてん補対象企業が解散されたことその他日本貿易保険が特に認めたこれらに準ずる事実を証する書類
5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類
6. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合又は再投資先企業の株式等若しくは再投資先企業向け貸付金債権等に質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合は、当該各担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。）
7. 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において被保険投資又は再投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本
8. 他の保険の請求状況を確認できる書類	被保険投資又は再投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類

※上記提出書類は、日本貿易保険が認めた場合に限り、他の書類で代替することができます。